平成２３年（フ）第３１７号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地３棟1116号
債務者　石川富美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
京都市伏見区深草大亀谷東寺町73番地13
債務者　本岡　　峻
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
京都府京田辺市三山木柚ノ木34番地５　ルミエールヒロ302
債務者　住谷　友作
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
京都府相楽郡和束町大字別所小字中山49番地の１
債務者　岡田　正友
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
京都市北区大宮薬師山西町15、住民票上の住所京都市北区大宮玄琢北東町２番地12　マンションニュー北山106号
債務者　鶴留　　堅
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1003号
債務者　金子すみ子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７６号
兵庫県宝塚市野上４丁目３番17号
債務者　竹本　和代
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８９号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目19番５号　ディオブローネⅠ201号
債務者　中路　　香（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４０号
奈良県生駒市小瀬町28番地３　ＰＡＬＡＣＩＯ21　306
債務者　香山　昌代
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７２２号
奈良市右京２―３　平城第二団地22号棟401号室
債務者　吉田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
奈良県桜井市大字赤尾338番地の４
債務者　田上　由香（旧姓南田）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
奈良県桜井市大字赤尾338番地の４
債務者　山口　麻衣
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
奈良市西大寺北町４丁目６番11号　河辺マンション１Ｆ８号
債務者　加耒　　輝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
奈良市西大寺町2048番地太治荘107号、住民票上の住所奈良県生駒市小明町405番地２
債務者　堀田恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ14―101号
債務者　早川　　質
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
奈良県生駒市北大和４丁目19番地３
債務者　大塚　真子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
山口県下関市貴船町１丁目１番20―303号　サンライズ貴船
債務者　四宮　司朗
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　山口地方裁判所下関支部破産係